

# 代替地取得・処分委員会要領

(目的及び設置)

第1条 公共事業の用地取得を推進するための代替地の取得及び処分の適正・公平な運営を図ることを目的として、代替地取得・処分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公共事業の代替地取得に関すること（価格を除く。）。
- (2) 公共事業の代替地処分に関すること（価格を除く。）。
- (3) その他委員会が必要とすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、市長が指名する副市長をもって、副委員長は、財政局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第7条 委員会を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、財政局資産管理部長をもって、副幹事長は、財政局資産管理部資産運用課長をもって充てる。

4 幹事会は、別表2に掲げる者をもって充てる。

5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

6 幹事長は、幹事会において調査検討した結果を委員会に報告する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(定足数等)

第7条の2 委員会及び幹事会は、それぞれ委員及び幹事の過半数の出席がなければ、

議事を開き議決することができない。

2 委員会及び幹事会には、それぞれ委員及び幹事の代理人が出席することを妨げない。

(関係者の出席)

第8条 委員会及び幹事会において必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告書の提出)

第8条の2 次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる日以後速やかに委員長あて、それぞれの結果について報告書を提出しなければならない。

- (1) 代替地を取得したとき           その取得の日
- (2) 代替地を処分したとき           その処分の日
- (3) 代替地の取得及び処分に係る契約が成立しないこととなったとき           その成立しないこととなった日
- (4) 委員会における承認日の属する年以後毎年3月末日現在、その取得及び処分の交渉を継続しているとき           毎年4月1日
- (5) その他委員長が必要と認めるとき           その事由が生じた日

(再審議)

第8条の3 委員会における審議の後、次のいずれかに該当する場合には、再度、その代替地の取得及び処分について委員会の審議を経なければならない。

- (1) 委員会における承認日の属する年度から3年度を経過したとき。
- (2) 処分する代替地（三者契約により提供する代替地を含む。）の価額が取得する土地等の価額及び建物等補償金の額の合計額を超えることとなるとき。
- (3) 取得及び処分する代替地の面積が著しく異なることとなるとき。
- (4) その他委員長が必要と認めるとき。

(事務局)

第9条 委員会及び幹事会の事務局は、財政局資産管理部資産運用課に置く。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成15年4月23日）から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

委員名簿	
委員長	副市長
副委員長	財政局長
委員	財政局資産管理部長
	まちづくり局市街地整備部長
	建設緑政局総務部長
	建設緑政局道路管理部長

別表2（第7条関係）

幹事名簿	
幹事長	財政局資産管理部長
副幹事長	財政局資産管理部資産運用課長
幹事	まちづくり局総務部企画課長
	建設緑政局総務部企画課長
	建設緑政局道路管理部用地調整課長
	建設緑政局道路河川整備部公共用地課長